

平成 30 年度 公益財団法人さんりく基金

地域コミュニティ再生・活性化支援事業募集要項

1. 事業の目的

地域コミュニティの再生や活性化に向け、地域住民・関係者が主体となって行う地域再生計画の策定やその計画実現に向けた取組み、「三陸防災復興プロジェクト 2019」への住民参画につながる取組みに対し助成を行います。

「三陸防災復興プロジェクト 2019」とは…

三陸鉄道が久慈から盛までつながるほか、東日本大震災津波伝承館の開館、ラグビーワールドカップ 2019[™]の釜石市開催など、三陸地域が国内外から大きな注目を集めるチャンスである 2019 年に開催する、多彩なイベント。

復興に力強く取り組んでいる地域の姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐとともに、国内外からの復興への支援に対する感謝を示し、さらには三陸地域の多様な魅力の国内外への発信と交流の活発化により、新しい三陸の創造につなげていこうとするもの。

プロジェクトの詳細については、さんりく基金のホームページ内に掲載しておりますので、ご参照ください。

URL : <http://sanrikukikin.la.coocan.jp/>

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

県北沿岸地域において地域住民が主体となって作成する地域再生計画の策定やその計画実現に向けた効果的な活動。特に、若者や女性を中心となる活動を重点的に支援します。

(具体例)

タイプ I (地域コミュニティ再生支援事業)

- ・ 専門家の協力を得て、高台移転等による新たなコミュニティの形成に向けた防災計画やまちづくり等の地域再生計画を作成する事業。
- ・ 若者組織により、安心・安全なまちづくり推進のための地域見守り事業。

タイプ II (地域コミュニティ活性化支援事業)

- ・ 「三陸防災復興プロジェクト 2019」への参画を視野に、地域で観光客をもてなすための拠点づくりや、まち巡りを促すためのマップ作成など、地域外との交流拡大に繋げる取組を行う事業。
- ・ 「三陸防災復興プロジェクト 2019」で計画している催事等への参画も視野に、気軽に参加できる手芸やものづくりなどの創作活動を通じて、地域内外との交流や、生きがいを促す事業。

※過去に同様の内容で助成金を受けている事業や同様の内容で他の補助金を受けている事業、単に備品購入・施設整備等を行う事業は対象となりません。

(2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域の特定されたエリアを対象に地域住民が主体となって活動する団体。ただし、規約、役員体制等が整備されていること。

(自治会、集落組織、仮設団地、仮設商店街、復興商店街、その他の活動団体等)

※高台移転等により新たなコミュニティ形成を計画する団体(規約等未整備の場合)にあつては、申請時、規約・役員名簿(案)を提出することとし、事業完了までに整備する必要があります。

※定義

ア 「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町、及び九戸村の地域をいう。

イ 「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

(3) 助成要件

助成金額 100万円以内(補助率 10/10以内)

なお、助成金額は千円単位とします。

(4) 助成対象経費

区分	対象経費	提出書類
タイプⅠ (地域コミュニティ再生支援事業)	・外部専門家謝金・旅費 ・資料購入費 ・会場等使用料 ・印刷製本費 ・備品購入費 ・郵送料・運送料 ・消耗品費	①助成金交付申請書(様式第1号) ②事業計画書(様式第2号) ③事業経費内訳書(様式第3号) ④団体規約・団体役員名簿 ⑤地域再生計画(もしくは実績報告時)
タイプⅡ (地域コミュニティ活性化支援事業)	・その他特に必要と認められる経費 【留意事項】 団体の経常的な活動に要する経費(光熱水費)、飲食費、事務局等の人件費は対象外。その他の経費は用途が特定できるものに限る。 ※備品:耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上のもの。	①助成金交付申請書(様式第1号) ②事業計画書(様式第2号) ③事業経費内訳書(様式第3号) ④団体規約・団体役員名簿

申請窓口:基金事務局に提出(郵送可)

※提出書類の様式第1号及び第2号はタイプ別に様式がありますので、ご注意ください。

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から平成31年1月31日まで

※事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

3. 募集期間及び交付決定時期

募集期間	交付決定予定時期
平成 30 年 4 月 27 日 (金) ～平成 30 年 6 月 29 日 (金)	7 月中旬

※助成金の交付の可否は、審査委員会で審査し決定します。

4. 助成金の請求・支払方法

- (1) 申請団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書（様式第 10 号）に關係書類を添えて提出してください。
- (2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の 9 割を上限に前金払いを行うことができます。
（ただし、1 回目の前金払いは交付決定額の 5 割を上限とします。2 回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出が必要となります。）
- (3) タイプ I（地域コミュニティ再生支援事業）に申請の団体は申請時または実績報告時に地域再生計画を提出してください。

5. その他

事業完了後、事業成果報告会等での成果報告を求める場合があります。

6. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 藤原・川村
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県政策地域部地域振興室内
TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219
E-mail sanriku@mbr.nifty.com